



令和7年度集団指導

全サービス共通

3 指導監査の重点事項

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
虐待防止対策・法人指導班



目次

- 1 適正な公費請求・費用徴収
- 2 地域との連携
- 3 虐待防止及び身体拘束の適正化
- 4 基準に定める職員の確保
- 5 個別支援計画の策定等
- 6 工賃の支払・賃金
- 7 感染症や防災対策の充実強化
- 8 情報公表に係る報告
- 9 情報提供・自己評価の公表
- 10 安全対策の徹底

1 適正な公費請求・費用徴収

- ➡ 各種加算を含む給付費について、適正に請求しているか。
(算定要件・減算実施の有無などの確認)
- ➡ **利用者からの費用徴収について、適正に受領しているか。**

2 地域との連携

(施設入所・共同生活援助に限る)

(令和7年度より義務化)

- ▶ 利用者、地域住民、有識者や市町村の担当者等で構成される地域連携推進会議を開催し、運営状況を報告しているか。
- ▶ 会議の開催のほか、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けているか。

3 虐待防止及び身体拘束の適正化

- ▶ 虐待防止及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底しているか。
- ▶ 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針を整備しているか。
- ▶ 施設従事者に対し、障害者虐待防止及び身体拘束適正化のための研修を定期的の実施しているか。
- ▶ 虐待の防止等のための担当者を設置しているか。

4 基準に定める職員の確保

- 基準に定める職員が適切に確保されているか。
(兼務職員の場合、常勤に必要な勤務時間数に達しているかなど)

5 個別支援計画の策定等

- 契約・計画作成からモニタリング実施までの一連の適切なサービス提供が行われているか。

6 工賃の支払・賃金

- ➡ 指定就労継続支援A型事業者が、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしているか。
- ➡ 指定就労継続支援A型事業者が、利用者に支払う賃金及び工賃の額について、自立支援給付費から充当していないか。

など

7 感染症や防災対策の充実強化

- ➡ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のために、委員会の定期開催、指針の整備、研修及び訓練の定期実施をしているか。
- ➡ 業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期実施しているか。

など

8 情報公表に係る報告

- 情報公表に係る報告がされているか。
(障害福祉サービス等情報公表システムで閲覧できるか)

9 情報提供・自己評価の公表 (障害児通所支援事業に限る)

- サービス提供等に関する情報を保護者に提供しているか。
- 条例等に規定された項目について、保護者アンケート等で評価を受けて改善し、結果を公表しているか。

10 安全対策の徹底

- ▶ 児童の安全確保に関する計画を策定し、安全確保ができるために行う指導、研修及び訓練を実施しているか。
- ▶ 自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。

(但し、居宅訪問型児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所を除く。)



御清聴ありがとうございました。